

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付及び療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月頃、A市所在のB会社に派遣労働者として採用され、派遣先の会社C（以下「派遣先事業場」という。）においてパソコンの販売及びインターネット契約に係る業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、派遣先事業場から自転車で帰宅途中、車道を横断し、歩道に乗り上げようとしたところ、自転車の前輪が滑り、転倒した（以下「本件通勤災害」という。）という。請求人は、本件通勤災害の翌日、D病院に受診し「下顎、右第5指、左第3指打撲挫創、右小指MP関節捻挫」（以下「旧傷病」という。）と診断され、初診日を含め、同月〇日、同月〇日、同月〇日の計4日間、通院により加療した。

請求人は、平成〇年〇月〇日に監督署長に対し、旧傷病に関する療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給する旨の処分をした。その後、同年〇月〇日、請求人は、旧傷病は同年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）したとして、傷病名「変形性頸椎症」（以下「現傷病」という。）をもって、監督署長に障害給付及び療養給付（診断書料）を請求したところ、監督署長は現傷病については、本件通勤災害が原因で発症したとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病が本件通勤災害に起因するものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月にE病院に受診して診断された現傷病は、本件通勤災害が原因で発症したものである旨主張する。

(2) 現傷病と本件通勤災害との医学的因果関係に関し、平成〇年〇月に現傷病と診断したF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「確定診断された傷病名及び診断根拠：変形性頸椎症、検査結果より判断。時期不明」と述べ、現傷病の発病時期は不明であるとしているところ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「受傷時（平成〇年〇月〇日）から相当の期間を経過して、平成〇年〇月〇日障害補償給付（ママ）の請求をしている点については、受傷後7年5か月経過もしていることから（病名は加齢変化を指すものである）当初の災害は因果関係はないと考える。」と意見し、さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「『変形性頸椎症』については、平成〇年〇月〇日のX-p所見、平成〇年〇月〇日のCT及び平成〇年〇月〇日の〇CTでの所見は外傷による頸椎の変化とは考え難く、むしろ加齢による変化と判断されます。元来『変形性頸椎症』という疾患名は外傷とは無関係の病名です。

以上、頸部症状の発症時期、X-p、CT、OCT及びMRIの所見を総合して判断した結果、平成〇年〇月〇日の災害と『変形性頸椎症』との医学的因果関係はないと考えられます。」と意見している。

当審査会として、本件一件記録を精査したが、本件通勤災害翌日に受診したD病院の診断に頸椎に係る傷病名が含まれていないこと、また、請求人が申し立てた本件通勤災害後の状況に頸部の痛みに関する記述がないことを併せ勘案すると、前記G医師及びH医師の意見は妥当であって、現傷病と本件通勤災害との間に医学的因果関係は認められないと判断する。

(3) なお、I医師は、平成〇年〇月〇日付け障害診断書において、「初診時の所見、現在までの治療内容：四肢腱反射正常、頸椎X P 上間軸椎中心に骨折痕を認めた。自損事故でオトガイを強打した結果発生した骨折と考えられる。」と述べ、本件通勤災害により頸椎が骨折したことを示唆する。

これに対し、G医師は、上記意見書において、「画像で骨傷の可能性を確認できたのは、平成〇年〇月〇日頸椎CTのみである。→受傷よりすでに5年近く経過するため、①骨傷として仮定したとしても、骨癒合完了している時期である。②骨傷の跡ではなく、血管の走行である可能性もある。」と述べるところ、H医師は、平成〇年〇月〇日の頸椎CTを読影した結果として、頸椎に骨傷及び骨傷の痕跡は認められないとし、また、それ以外のX線写真、CT画像等の読影を踏まえた上で、最終的に頸椎の器質的損傷はないものとする旨意見している。

さらに、G医師、H医師共に骨折があれば、通常後頸部痛等の頸部症状が出現するとしているところ、上記のとおり請求人が申し立てた本件通勤災害後の状況に頸部の痛みに関する記述がないことを併せ勘案すれば、請求人の頸椎にはそもそも器質的損傷は認められないとするのが妥当である。

したがって、上記(2)のとおり、現傷病と本件通勤災害との間に医学的因果関係は認められないことから、請求人の現傷病は本件通勤災害に起因したものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害給付及び療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。